

事務連絡  
令和 6年11月27日

静岡県PTA連絡協議会  
会長 宮下 修一 殿

公益社団法人日本PTA全国協議会  
会長 太田 敬介

### 再質問状に対する回答

晩秋の候、貴協議会におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃よりPTA活動および地域教育の発展に多大なるご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。このたび、貴協議会よりいただきました再質問状につきまして、以下の通り回答させていただきます。

#### 【再質問】

##### 1. 「質問状」における 第1の質問に対する回答について

「質問状」における第1の質問に対して、貴会からは、「不正な支出という認識はありません。監査も通り、総会でご報告した通りです。」との回答がありました。

しかしながら、県P連の質問は、貴会の認識の有無を問うものではなく、支出の妥当性について客観的な検証を求めるものです。監査も通り、総会でも報告したとのことですが、元役員の逮捕容疑・起訴理由となった日本PTA会館の修繕費用である約2000万円についても、監査も通り、総会でも報告したものであるにもかかわらず、その後約1200万円が不正に支出されていたという事実が明らかになったのですから、監査や総会での報告は、残る約3000万円の赤字について検証しないということの理由にはなりません。

令和4年度の決算報告については、再度調査する必要があると思われませんが、その実施の予定の有無について再度質問いたします。

(回答) 令和4年度の3,000万円の赤字については、不正な支出という認識はなく、監査も通り、総会でご報告した通りとの見解に変わりはなく、従いまして、現在のところ、再調査する予定はございません。

##### 2. 「質問状」における 第2の質問に対する回答について

「質問状」における第2の質問に対して、貴会からは、「令和5年度の防犯システム工事については、現在さいたま地方裁判所で係属中の刑事事件とも関連しうる」ため、「公判の推移を踏まえて必要な証拠資料を収集したうえで、工事の妥当性を検証していく」との回答がありました。

しかしながら、工事の妥当性はともかく、少なくとも、誰が工事を発注したのかというこ

とは、それを待たずに関係者に意見聴取をする等の方法によって明らかにできることであるにもかかわらず、それすら回答されておりません。

これに加えて、「質問状」では、防犯システムにとどまらず、「令和5年度についても、元役員が不正に使用した支出が含まれている可能性がきわめて高い」ことから、「令和5年度の決算報告についても、再度調査する必要がある」と指摘しましたが、この点については直接の回答がありませんでした。しかしながら、代表者会では、元事務局長と元事務局次長が、起訴された元役員に対し、令和5年度中に旅費等の名目で約135万円に及ぶ不正な支出をしていたことが明らかとなりました。

この点も考慮すれば、令和5年度の決算報告の再調査は、必要不可欠であると言わざるを得ませんが、その実施の予定の有無について再度質問いたします。

(回答)令和5年度の防犯システム工事について、警察による捜査を行った結果、犯罪につながる証拠は見当たらなかったとの報告をいただいております。従いまして、現在のところ、再度調査をする予定はございません。

### 3. 「質問状」における 第3の質問に対する回答について

「質問状」における第3の質問に対して、貴会からは、捜査協力のため提出した資料開示請求については継続的に進める予定であるとの回答がありました。

しかしながら、「質問状」では、経理関係書類について「全面的な情報開示を行う予定」があるか否かを尋ねているにもかかわらず、その点については明示されておりません。

上記1及び2で示した点を考慮すれば、全面的な情報開示は必要不可欠であると言わざるを得ませんが、その実施の予定の有無について再度質問いたします。

(回答)資料が戻ってき次第対応いたします。

### 4. 「質問状」における 第4の質問に対する回答について

「質問状」における第4の質問に対して、貴会の顧問（前会長）から、投票結果を見たことについてはお詫びするとしながら、「約束をしながらなぜ結果を見るに至ったのかという理由について、貴会に対し十分な説明することが、結果を見たことに対する責任である」との回答がありました。

しかしながら、今回の回答書には、その説明はまったくなく、また、今後どのような形で説明するかについても一切の言及がなく、説明をしようとする努力すらなされておりません。

そもそも顧問は、会長を務めていた当時に、臨時総会の場で公に約束したことを自ら破るという、会長という立場にある者として絶対にしてはならない行為をしたことを認めています。これは説明をして足りるものではなく、その職を辞すことがすなわち責任をとることであると思料しますが、その意志はあるか、再度質問いたします。

なお、代表者会において出された辞職を求める声に対して、顧問は、「顧問は会長から指

名された職なので、どうするかは会長次第である」旨の回答をしておりました。指名された職であっても辞職は可能ですが、顧問がそのような選択をしない場合には、会長は、顧問を解職する意志はあるか、追加して質問いたします。

(回答) 解職する意思はございません。

#### 5. 第5の質問に対する回答について

「質問状」における第5の質問に対して、貴会からは、「個別の理事の責任に関する意向について回答は差し控えます」との回答がありました。

しかしながら、「質問状」では、昨年度から継続して執行部に加わっている役員の実態をとりとめる意思があるか否かを尋ねていますので、事実上、その回答がなされておられません。2で述べたように、代表者会においては、令和5年度にも不正な経理が行われていたことが明らかとなりました。現在の理事のうち、令和4年度に業務執行理事を務めた者はもとより、令和5年度に業務執行理事を務めた者にはきわめて重い責任があると思料しますが、その責任をとりとめる意思があるか、再度質問いたします。該当の理事は明確にご回答いただきますよう、お願いいたします。

(回答) ご指摘の「責任」について、いずれの年度においても、理事それぞれが公益法人の理事として善良な管理者の注意をもって職務を遂行する義務と責任を認識し、果たしてきたものと理解しています。該当の役員についても、その職責を放棄したり、法人に意図的な損害を与えた事実は確認されておりません。従いまして、善良な管理者としての注意義務違反を理由に辞任する考えはございません。

今後も役員一同、それぞれの任務に全力を傾注し、法人の健全な運営と社会への貢献に努める所存です。これまでのご指導に深く感謝申し上げますとともに、引き続きのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### 6. 第6の質問に対する回答について

「質問状」における第6の質問に対して、「一般社団法人地域創生応援団と関連の企業に関しては、法律に基づき契約を交わしているところ、現時点で契約に違反する事実はありません」との回答がありました。

しかしながら、「質問状」では、起訴された元役員と親密な関係にある団体や企業との関係を断ち切るか否かを尋ねているにもかかわらず、その質問には正面から回答していません。

改めて、同法人との関係を断ち切るべきであると考えますが、その予定があるか、再度質問いたします。

(回答) 一般社団法人地域創生応援団と関連の企業に関しては、業務委託契約に基づき契約を交わしているところ、現時点で契約に違反する事実はありませんので、同法人と提携関係を解く予定はありません。

#### 7. 新たに発覚した不祥事について

上記2で述べたように、代表者会において、元事務局長と元事務局長次長が、起訴された元役員に対し、令和5年度中にアルバイトとして雇用されていた間の旅費等の名目で約135万円に及ぶ不正な支出をしていたことが明らかとなりました。また、起訴された元役員が返金に応じなかったことから、元事務局長が令和5年度中の決算の前に上記の不正な支出の穴埋めをする目的で令和6年3月31日に同額を振り込んだところ、翌日の4月1日には元事務局長次長が業務執行理事の許可を得ることなくそれを引き出し、元事務局長に渡していたこと、そしてそれが両名の懲戒解雇事由であることも同時に判明いたしました。貴会が、このような新たな、かつ、重大な不祥事につき既に把握をしていたにもかかわらず、代表者会の場において質問がなされるまで、それを開示しなかったことは、きわめて遺憾です。

そこで、以下の点について質問いたします。

① そもそも、起訴された元役員は、令和5年の貴会の総会の前に、赤字の責任をとって参与を辞職しています。それにもかかわらず、貴会の事務局にアルバイトとして勤務したのはなぜでしょうか。また、誰が元役員と雇用契約を締結したのでしょうか。さらに、元役員はいつからいつまでアルバイトとして勤務し、報酬として総額でいくら支払われたのでしょうか。

(回答) 起訴された元役員が令和5年度の総会前に、赤字の責任を取って参与を辞職した事実はありません。

氏の支払いについて、基本給は最低賃金の1,078円、週2回、13:30~17:00の3.5時間勤務として雇用しています。また、次長(当時)が4月に入局し10月に局長になるまでの期間、サポートをお願いしていました。

アルバイトの雇用期間は7月20日以降10月末までの期間です。

② 約135万円に及ぶ不正な支出の内訳は、どのようになっているのでしょうか。

(回答) 詳細資料は、警察に提出しておりわかりかねます。

③ 元役員に対する支出は、誰が決裁したのでしょうか。また、なぜ約135万円にも及ぶ不正な支出が可能だったのでしょうか。当時の管理体制は、どのようになっていたのでしょうか。

(回答) 賃金に関しては、雇用契約に基づき、他の職員と同様の決裁フローにより支払っておりましたが、それ以外の旅費などを許可なく支払っていました。そのことに関して支払いの承認はされていません。また事務局から支払いの承認申請もありませんでした。

④ そもそも、元役員に不正に支出された約135万円につき、その事実を明らかにすることなく、元事務局長が穴埋めのために振り込むという行為自体があってはならないことで

す。そのような行為を指示したのは誰でしょうか。また、仮に元事務局長が自主的にそのような行為をしようとするのであれば、それをやめさせたいうえで、事実を明らかにすべきですが、当時の業務執行理事は、元事務局長の行為を把握していなかったのでしょうか。仮に把握していたのであれば、黙認したのはなぜでしょうか。逆に把握していなかったのであれば、いつ把握したのでしょうか。

(回答) 契約以上の賃金が支払われていたことが中間監査で判明したため、本人了承のもと戻入されることになりました。年度末になっても戻入が実行されなかったため、元事務局長が個人的に立て替えて戻入したと理解をしています。戻入を年度末まで待ったのは、本人に戻入の意向があることを確認していたからです。

元事務局長が個人的に立て替えて戻入していたことは、令和 6 年度になり総会後の監事の抜き打ちチェックで 135 万円の出金が明らかとなり立て替えが判明しました。

⑤ 令和 6 年 6 月 19 日に開催された総会の前に上記の不正な支出を把握し、元事務局長と元事務局次長を懲戒解雇したにもかかわらず、そのような重大な事実を説明してこなかったのはなぜでしょうか。

(回答) 事実が発覚したのは総会の後です。その後、臨時理事会において、本件の対応について協議し両名の懲戒解雇が承認されました。

⑥ 令和 5 年度中の不正支出について、令和 5 年度の業務執行理事が責任をとるべきことは上記 2 で述べたとおりですが、その不正支出について、4 か月にわたり正確な説明をしてこなかった業務執行理事の責任はきわめて重いと言わざるを得ません。その責任をとる意志はありますでしょうか。

(回答) 本件により、令和 5 年度の理事それぞれが責任をとる意思があるかどうかについて、現在、そのような申し出はありません。また本年 11 月 5 日に開催された臨時総会において、令和 5 年度の理事 4 名についての解任議案は否決されましたことを申し添えます。

#### 8. 内閣府の立入検査について

代表者会において、常務理事から、令和 6 年 9 月 25 日に貴会が内閣府から立入検査を受け、現在、その結果を踏まえて報告書の提出が求められているとの報告がありました。立入検査で報告を求められている内容については、口頭で簡単な説明がありましたが、その後の質疑応答の中で文書による提出指示も届いている旨の説明もありました。その際、常務理事は、当該文書を各協議会に配付すると約束しましたが、未だに当協議会には届いておりません。

回答期限は、11月とのことでしたので、一刻も早く各協議会に当該文書を配布・共有し、議論をする必要があると思料します。

当該文書は、いつ発出する予定でしょうか。至急の発出を求めつつ、質問いたします。

(回答) 11月11日に報告書に関する回答をさせていただきました。しかしながら、内閣府からの対応内容については「理事止め」として扱うべきものであったにもかかわらず、外部に漏洩したこと、またその情報がSNS等で公表されたことに対して、非常に憤りを感じております。

これを踏まえ、現在、公表方法について慎重に検討を行っております。今後は適切に情報を共有させていただきたいと考えておりますが、再度同様の事態が発生すると、日本PTA全国協議会の一会員としての信頼性にも影響を及ぼす可能性があります。

各協議会にご迷惑をおかけしないよう、早急に公表方法を模索し、適切な方法を提示できるよう努めてまいります。

以上